



# 保 証 書

お買い上げいただきました三菱マヒンドラ農機の製品につきまして、つぎのとおり保証いたします。

## ■保証の内容

製品を構成する純正部品に、故障が発生し故障発生後、1ヶ月以内にお申し出がある場合は当社またはお買い上げいただいた農業協同組合、当社特約販売店の修理施設において、これを無料修理いたします。(以下、この無料修理を保証修理といいます)保証修理は部品の交換あるいは補修により行います。また、取外した故障部品は三菱マヒンドラ農機の所有となります。

## ■保証期間

保証修理を受けられる期間は新品を納入した日から2ケ年間とします。

## ■保証できない事項

- 次に示すものに起因すると判断される故障は保証修理いたしません。
  - ・取扱説明書に示す取扱い方法によらない使用、過失および整備保管の不備によって生じたと認められる故障。
  - ・当社が認めていない改造または変更が原因となって故障した場合、当社の純正部品以外の部品を使用した場合、当社が示す仕様の限界を越えて使用したために生じたと認められる故障。
  - ・ご使用者の不注意による故障及び点検不備による故障。
- 次に示すものは保証修理いたしません。
  - ・天災・地変・火災・および不可抗力の事故によって生じたと認められる故障。
  - ・時の経過による変化で発生した不具合(塗装面、メッキ面などの自然退色など)。
  - ・一般に品質・機能上影響のない感覚的現象(音、振動、臭いなど)。
- 次に示すものの費用は負担いたしません。
  - ・製品使用上および保管上の消耗品。刃物、ゴム製品、布製品、ビニール製品、ガスケット、パッキン類、エレメント、フィルタ、ガラス製品、電球、ノズル、予熱プラグ、点火プラグ、耕うん爪、油脂、ヒューズ、植付爪(組)、ワイヤ、プラグ、上網、下網、バッテリー、タイヤ、バイオ菌、バイオ材、その他これに類する消耗品。
  - ・点検、清掃、調整および点検整備の費用。
  - ・本機を使用できなかった事による不便さ、または損失など(休業損失、商業損失など)。
  - ・この保証書に示す条件以外の費用補償など。
  - ・当社又は、当社関係の修理施設以外で修理した場合。
  - ・要求の損傷部品を返却されない場合。

## ■保証の適用

- ・この保証は日本国内で使用される製品に適用いたします。
- ・海外へ持出す場合は、保証が打切りになります。
- ・保証書の提示がない場合、有償となることがあります。
- ・保証書を紛失した場合、再発行はいたしません。

## 三菱マヒンドラ農機株式会社



島根県松江市東出雲町揖屋667-1